

第38回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年3月7日(木) 午後2時00分～午後3時40分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、
10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、
14番 吉尾好市
【推進委員】(7人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局：書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 6番 山中 譲、
【推進委員】(0人)
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(4件)
議案第2号 農地法第4条許可申請(県知事許可)について(1件)
議案第3号 非農地証明願について(3件)
議案第4号 形状変更に関する届出の報告(1件)
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは時間も来ましたので、早速始めたいと思います。今月で3年間の任期、最後の定例会ということで御集りいただきました。ありがとうございます。また、3年間私を会長として支えていただきまして、大変感謝を申し上げたいと思います。また、引退される方も2、3おられるようではありますが、多くの方が残っていただけるという話を聞いておりますので、来期も農業委員活動に何卒よろしくお願ひします。それで、今日の欠席者ですが山中委員が検診ということで1名の欠席ということで成立をしております。それから議事録署名人ですが、伊芸委員と松本委員にお願いしたいと思います。それでは早速始めたいと思います。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について 4 件出ておりますが、事務局より 1 番から順次お願いします。

事務局 それでは早速ですが、1 ページを御覧ください。議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について、今回 4 件出ております。

まず 1 件目、譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町出口字赤ハケ谷 733 番、田、317 ㎡。理由としまして、所有権移転、売買、許可あり次第、所有権移転となっております。資料の方が 3 ページから 8 ページとなっております。まず、3 ページをご覧ください。航空写真での位置図となっております。場所が現在丸三建設さんの事務所が有ります、その隣の畑となっております。4 ページが住宅地図と 5 ページが先程の航空写真の拡大となっております。6 ページが公図。7 ページが現況の写真となっております。こちらの農用地につきましては、農用地区域外となっております。利用権の設定は有りません。その他としまして、今回、県外在住の妹から地元管理の姉へ売買にて所有権移転したいということになっております。お姉さんの方も、年齢的には歳は行ってますけど、可能な限り営農をしたいということになっております。それでは 8 ページの調査書を報告させていただきます。第 2 項第 1 号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるということになっております。農作業従事者は本人となっております。所有機械としまして管理機 1 台となっております。こちらは該当しません。第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第 2 項第 3 号信託については、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第 2 項第 4 号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、年間 365 日の農作業の日数とします。となっておりますので該当しません。第 2 項第 5 号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超える。ということで今回の取得分も含めて 3,017 ㎡、30.17 a ということで、こちらも該当しません。第 2 項第 6 号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第 2 項第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後は、季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。ということで該当しません。事務局からは問題は無いと思います。以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員は私でございまして、現地確認をしました。それで田となっておりますが、現在は畑となって一部果樹を植えてますけど、言うたら、しゃえんじり、の形でなってます。場所としましては丸三建設の倉庫のすぐ下でして、小さい水路との間にありますが、そのお

姉さんという方が野菜とか植えるということでございまして、周辺にも影響は無いということで、作ってもらった方がいいんじゃないかという私の判断です。以上です。この件について質問質疑等ありませんか。

(質疑なし)

議長 無いですか。無ければ承認を受けたいと思います。3条許可申請について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございまして。1番につきましては承認されました。

続きまして、3条許可申請の2番をお願いします。

事務局 それでは3条許可申請の2番を報告させていただきます。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、については7筆あります。まず、黒潮町熊井字カイマイ50番1、畑、205㎡。続きまして2番、黒潮町熊井字大町285番2、畑、15㎡。同じく、字大町469番、田、1,500㎡。同じく、字大町470番2、田、88㎡。同じく、字笠松566番、田、549㎡。同じく、字西ノ谷559番、田、1,384㎡。同じく、字西ノ谷563番、田、658㎡。理由としまして、所有権移転後、贈与で行ないたいということで、許可あり次第所有権移転となっております。資料の方が9ページから27ページとなっております。それでは、9ページをご覧ください。航空写真での位置図となっております。今回、筆が7筆ありますので、熊井の集会所が航空写真で真ん中の一寸下あたりにありますけれども、その周辺からその谷にかけての農地となっております。10ページが住宅地図による位置図となっております。あと11ページ以降が、それぞれの航空写真の拡大となっております。15ページ以降が公図の方となっております。21ページから26ページまでが、それぞれの現況の写真となっております。それでは27ページの調査書を説明させていただきます。まず、第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるということになっております。農作業従事者として、本人と息子さんとなっております。所有機械としてトラクター3台、田植機1台、コンバイン2台、軽トラック2台となっております。こちらは該当しません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、年間300日の農作業の日数とします。となっておりますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで今回の取得分も含めて

18,842 m²、188.42 a ということで、こちらも該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましては、所有権移転後は、水稻、生姜等の栽培を予定するため、周辺農地への影響は無い。ということで該当しません。事務局からは問題は無いと思います。

議長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん補足があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの親戚にあたりまして、問題は無いと思います。

議長 今、担当委員さんの方から補足説明がありましたが、何かこの件について質疑質問を受けたいと思いますが何かありませんか。

(質疑なし)

〇〇〇〇さんの方が既に利用権の設定をして耕作していたようです。何かありませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思います。

この3条申請2番について、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番について承認されました。

続きまして、3番をお願いします。

事務局 それでは3条許可申請の3番を説明させていただきます。先ほどの〇〇〇〇さんと同じように、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地としまして、黒潮町熊井字カイマイ49番1、畑、176 m²。二つ目としまして、黒潮町熊井字カヂヤノクボ494番、田、1,571 m²。理由としまして、所有権移転の贈与としまして、許可あり次第所有権移転をしたいということです。資料の方が28ページから36ページとなっております。それでは、先程と同じように、熊井地区の集会所が28ページの位置図の方のやや右側にあります。集会所の近隣の農地になります。29ページが住宅地図と30ページと31ページが、航空写真での拡大写真となっております。32、33ページが公図となっております。34、35ページが、現況の写真となっております。35ページの字カヂヤノクボ494番につきましては、事務局も界の線の入れ方が分かり難かったんですけれども、熊井の高規格道路の関係で残土の仮設道路が田の一部に掛かっておりまして、行く行はここが、今、青いブルーシートが写真に見えてますけど、崩土が中に入っていますけれど、一旦、この道路を原型の田に戻すということになっています。それでは36ページの調査書を説明させていただきます。まず、譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます。農作業従事者として、

本人となっております。所有機械としましてトラクター1台、田植機1台、軽トラック1台ということで、こちらは該当しません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用はしません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用はしません。第2項第4号農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、年間180日となっておりますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで今回の取得分も含めて8,624㎡、86.24aということで、こちらも該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましては、所有権移転後は、水稻等の栽培を予定するため、周辺農地への影響は無いと考えます。事務局からは問題は無いと思います。

議長 今、事務局より説明が終わりました。この件につきまして、担当委員さん補足があればお願いします。

〇〇委員 先程の〇〇〇〇さんが全部管理していないようで、〇〇〇〇さんと分けているそうです。

議長 〇〇〇〇さんが既に耕作しているのですか。

〇〇委員 まだしていませんが、〇〇〇〇さんも親戚になるそうです。

議長 今、担当委員さんの方から補足説明がありましたが、何かこの件について質疑質問ありませんか。

(質疑なし)

無ければ承認を受けたいと思います。

この3条申請3番について、承認を受けたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。3番につきましても承認されました。

続きまして、4番お願いします。

事務局 それでは1ページにお戻りください。3条許可申請の4番を説明させていただきます。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地としまして、黒潮町出口字四ツ辻506番1、畑、267㎡。理由としまして、所有権移転、売買、許可あり次第所有権移転となっております。資料の方が37ページから47ページとなっております。それでは、37ページをご覧ください。場所としましては、三浦小学校から降りてきて、さらに出口の方に向けて狭い町道がずうっと通っていますが、小学校から降りてきて、上がっていく所の墓

の手前になります。38 ページが住宅地図。39 ページが航空写真の拡大となっております。40 ページが公図となります。41 ページが現況の写真となっております。因みに手前に倉庫が建っておりますけども、町の防災倉庫が 1 部建っております。こちらにつきましては特に問題は無いと思いますが、42 ページの調査書を報告させていただきます。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。まず、第 2 項第 1 号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれるということになっています。農作業従事者として、本人と妻となっております。所有機械としてトラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台となっております、該当しません。第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用しません。第 2 項第 3 号信託については、信託ではないので適用しません。第 2 項第 4 号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる日数を年間 350 日ということで、該当しません。第 2 項第 5 号下限面積として、譲受人の耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超える。ということで今回の取得分も含めて 12,548.61 m²、125.4861 a ということで、該当しません。第 2 項第 6 号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第 2 項第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後は季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響は無いと考えます。事務局からは以上です。

議長 事務局の報告が終わりました。担当委員は私でございます、〇〇〇〇君とも会って現地を見てきました。出口の墓地団地の下でございます、事務局が言いましたように防災倉庫も同じ区画に建っております、〇〇〇〇君の言うことには野菜でも作りたいと、既に〇〇〇〇さんは農業もしておりましたが、現在はしておりませんので、そこを持て余していたということで、〇〇〇〇君が譲り受けて野菜でも作ろうかということで、こういう話になったそうです。特に問題があるようなところでもありません。私からは以上です。

何かこの件について質疑質問は有りませんか。

(質疑なし)

議長 無いようでしたら承認を受けたいと思います。この 3 条申請 4 番について承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。3 条許可申請の 4 番については許可されました。

続きまして、4 条許可申請について 1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページの議案第 2 号農地法第 4 条許可申請が今回 1 件出ておりま

ます。

事務局　それでは 2 ページをご覧ください。今回、非農地証明について 3 件出ています。1 件目と 2 件目が先程の熊井の方となっています。まず 1 件目。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町熊井字笠松 318 番ハ、田、254 m²。2 筆目同じく字笠松 321 番、田、304 m²。同じく字楠ノ木谷 326 番、田、326 m²。同じく字楠ノ木谷 330 番、田、138 m²。同じく字楠ノ木谷 336 番、田、277 m²。同じく字法泉寺山 401 番ホ、畑、145 m²。以上の 6 筆が出てきております。理由としましては、昭和 50 年頃に耕作を放棄し、現在は雑木等により山林化している、ということです。資料としましては 51 ページから 62 ページを御覧ください。51 ページですが、熊井の非農地証明ということで山の方になります。左下の方に熊井の集会所がありますけれども、先ほどの〇〇〇〇さんの谷の方の山の中になっています。続きまして住宅地図と、53 ページ航空写真の拡大写真を付けたかったんですけど、中々山の中で現地に行けないとこでしたので、航空写真でも大まかな縁取りでしか落とし切れておりません。その後、公図となっております。60 ページから 62 ページまでが、現地に行けない所もありますけれども、まず 60 ページですけれども、ここは現地に行けませんでした。61 ページは道路脇になっていますけれども、こういった山の法にもなっているような木も生えて昔は田んぼだったということですが、状況がこういった感じとなっています。62 ページが奥の方になりますが、こちらも現地まではとても行ける様な状況では有りませんが、大体このような感じの所というような現地写真となっております。事務局からは以上です。

議長　今、事務局より説明がありました。この非農地証明 1 番につきまして担当委員さん何かあれば。

〇〇委員　見に行っていたところが、1 番、2 番、3 番、で他は山で現地まで行けませんでした。どこも畑には復元出来る様な状況ではありませんでした。

議長　写真のとおり山のようなのですが、何かこの件について質疑は有りませんか。
(質疑なし)

議長　無いようでしたら非農地証明の 1 番について、承認を受けたいと思います。この非農地証明 1 番につきまして、承認されます方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

挙手全員でございます。1 番につきましては承認されました。

続きまして、非農地証明 2 番をお願いします。

事務局　2 番も同じ方の申請になりますが、願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町熊井字入道谷山 362 番ロ、畑、36 m²。2 筆目、同じく字梅ノ木谷山奥 368 番口の 4、畑、99 m²。3 筆目、同じく字辰巳カ谷山 369 番チ、畑、99 m²。理由としましては、先程と同じ昭和 50 年頃に耕作を放棄し、現在は雑木等により山

林化しているということです。資料の方が 63 ページから 69 ページとなっています。63 ページを御覧ください。また航空写真で位置図をはらしていただきますが、今回この熊井の現地に行きましたが一番山奥の所になります。今回の所も 63 ページに集会所が左の方に有って、熊井の奥をずっと行くと、佐賀のパイロットへ行く道からそれぞれ山の谷々の道へ入って行くような所になって、3 筆の内②番はいけませんでした。辛うじて①、③がこんな感じの所かなというところですが、写真を見ていただいたら分かると思います。64 ページから 66 ページが公図となっています。67、68、69 ページが現況となっています。まず 67 につきましては、現地の道の山の上の方の法面の所に昔は辛うじて畑があったと思われる所です。現況は現在このような写真のとおりとなっています。68 ページにつきましても、谷の木の生えた上の方になっています。69 ページにつきましても、道沿いですが実際杉の木の大木が有り、シイタケの木が転がっておりますけれど、現況は木が生えて農地と言えるような状況ではなかったです。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、先程と同じ方ですので担当委員さんありますか。

〇〇委員 同じです。

議 長 それでは承認を受けたいと思います。非農地証明の 2 番について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2 番につきましても承認されました。

続きまして、非農地証明 3 番をお願いします。

事務局 2 ページの議案第 3 号の 3 番を説明させていただきます。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町佐賀字新田口 695 番 2、畑、55 ㎡。2 筆目、同じく字新田口 695 番 12、畑、58 ㎡。3 筆目、同じく字大カゴ 695 番 40、畑、40 ㎡。理由としましては、平成 14 年頃から駐車場として利用しているということです。資料の方が 70 ページから 75 ページとなっています。70 ページ御覧ください。航空写真で佐賀の町中になります。左上に佐賀の小学校、中学校がありますが、その下の方に申請地が 3 筆固まってあります。71 ページの住宅地図で見てもらったら分かりやすいと思います。佐賀診療所から右に行った所が申請地となっています。73 ページが公図で、74、75 ページが現況の写真となっております。現況写真を見ていただいたらお分かりになると思いますが、駐車場となっています。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局より説明がありました。担当委員さん何かあれば。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは中村の方で居酒屋をしております、夜は仕事で昼は寝てい

るとのことで中々会えなかったので電話で話したのですが、15、16年位このままだそうです。

議長 今、担当委員さんから説明がありました。何か質問質疑は有りませんか。
(質疑なし)

議長 無ければ承認を受けたいと思いますが、いいですか。それでは非農地証明 3番につきまして、承認されます方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

挙手全員でございます。3番につきましても承認されました。

続きまして、議案第4号形状変更届について事務局より説明をお願いします。

事務局 2ページをご覧ください。議案第4号形状変更届が今回1件出てきております。届出人住所、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。続きまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。届出地としましては、黒潮町加持字井セキタハ2598番2、畑、687㎡となっております。理由としましては、畑を嵩上げて利用したい、ということになっています。資料の方が76ページから81ページとなっています。76ページをご覧ください。位置図ですが、加持本村の集会所が右上にあります。こちら形状変更の今回の届ながですが、12月の定例会で〇〇〇〇さんという方が、今回の申請地の奥側の4筆の形状変更が出てきた件で、今回、まちづくり課の担当の方が、こちらの〇〇〇〇さん兄弟の同意を得たということで、一旦は〇〇〇〇さんの形状変更は1月17日付で形状変更の連絡文を〇〇〇〇さんに送らせて貰っています、同意していただいたということで。今回改めてこの1筆残った〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの土地の方は、担当の方から同じく〇〇〇〇さんと同じように自分の所だけ低いままでおったら嫌だ、ということと同じく嵩上げをお願いしたいということの形状変更が今回出てきました。場所は前回と同じ隣接地となっています。78ページの航空写真で見てくださいまして、県道と町道の加持川から橘川に貫ける町道の分かれ道の直ぐ下となっております。79ページが公図となっています。80ページが嵩上げの計画図となっております。高さが県道と町道の高さに合わせる高さとなっております。81ページ最後になりますけど、現況の申請の1筆分がこのような状況です。事務局からは以上です。

議長 事務局の方から説明が終わりました。12月に出ていたのは点線より上の方よねえ。

事務局 はい、上の4筆になります。

議長 それでは質疑質問は有りませんか。
(質疑なし)

議長 質疑無いようでしたら承認をいただきたいと思います。形状変更届について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 4 号形状変更届については承認されました。

議案第 5 号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について議案とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは別冊になります議案第 5 号の資料をお願いします。議案第 5 号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議としまして、今回 1 件出てきております。申請者が〇〇〇〇さん、内容が田植機更新となっています。

(以降、資料を基に内容を説明する)

議長 事務局より説明が終わりました。経営改善資金借入計画について何か質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 無いようでしたら承認を受けたいと思います。経営改善資金借入計画について、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 5 号につきましても承認されました。

それでは、3) その他の討議・報告事項について、事務局よりお願いします。

事務局 事務局からは有りません。

議長 事務局の方からは無いようですが、委員さんの方からは有りませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、事務局の方からその他についてお願いします

事務局 ○その他について、事務連絡 2 件について説明する。

議長 皆様の方から無ければ、これで定例会を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

(午後 3 時 40 分終了)